

## 前回部会（1月25日）における指摘事項及び都市計画決定権者等の見解

番号	指 摘 事 項	都 市 計 画 決 定 権 者 ・ 事 業 者 の 見 解
1	住民意見に対する見解で「液状化及び高潮に対する適切な対策を講じることにより建設が可能であると判断した」とあるが、具体的にどのように判断したか示されたい。	<p>建設候補地は臨海部の埋立地であることから、液状化対策として地盤の改良等を検討する必要があると考えます。</p> <p>また、建設候補地は高潮浸水想定区域に該当していることから、浸水対策として建物内部への浸水を防止する施工、重要機器の高所設置等の対策を検討する必要があると考えます。</p> <p>これらの対策は、立地条件が類似した他のごみ処理施設の建設でも事例がありますので、必要な対策を行うことで建設が可能であると判断したものです。</p>